除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２９年（へ）第２号
茨城県小美玉市野田183番地
申立人　株式会社沼田機業
代表取締役　沼田　　直
権利を争う旨の申述の終期　平成29年12月20日
平成29年12月21日　　笠間簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＫＺ07343
金額　2,324,143円
支払期日　平成29年７月31日
支払地　茨城県桜川市岩瀬
支払場所　株式会社常陽銀行岩瀬支店
振出日　平成29年５月１日
振出地　茨城県桜川市
振出人　株式会社仁平工務店　代表取締役　仁平　一俊
受取人　申立人
最終所持人　申立人
小切手　１通
小切手番号　Ｂ09219
金額　998,000円
支払人　株式会社常陽銀行岩瀬支店
支払地　茨城県桜川市岩瀬
振出日　平成29年６月30日
振出地　茨城県桜川市岩瀬
振出人　株式会社仁平工務店　代表取締役　仁平　一俊
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第３号
埼玉県越谷市蒲生３丁目７番７号
申立人　小林　　清
権利を争う旨の申述の終期　平成29年12月20日
平成29年12月21日　　越谷簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手（線引）　１通
小切手番号　005342
金額　10,000,000円
支払人　株式会社埼玉りそな銀行南越谷支店
支払地　埼玉県越谷市
振出日　平成27年３月12日
振出地　埼玉県越谷市
振出人　株式会社埼玉りそな銀行南越谷支店　支店長　宮川　洋司
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第４号
長野県上伊那郡南箕輪村3717番地
申立人　山岸　洋一
権利を争う旨の申述の終期　平成29年12月20日
平成29年12月21日　　松本簡易裁判所
（別紙）　目　録
小切手　１通
小切手番号　ＡＧＬ68882
金額　1,000,000円
支払人　株式会社八十二銀行松本営業部
支払地　長野県松本市
振出日　平成22年５月13日
振出地　長野県松本市中央１丁目21番３号
振出人　長野県理容生活衛生同業組合　理事長　中谷　秀雄
最終所持人　申立人

平成２９年（へ）第２号
大阪市平野区加美北５丁目３番５号
申立人　大阪旭産業株式会社
代表者代表取締役　田頭　眞二
申立人代理人弁護士　元地　　健
権利を争う旨の申述の終期　平成29年12月13日
平成29年12月20日　　鹿児島簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　２通
⑴手形番号　Ｃ715298
金額　934,819円
支払期日　平成29年６月30日
支払地　鹿児島県鹿児島市
支払場所　株式会社鹿児島銀行本店営業部
振出日　平成29年２月25日
振出地　鹿児島県鹿児島市
振出人　加根又工事株式会社　代表取締役社長　菅　徳太郎
受取人　アサヒ製鏡株式会社
裏書人　アサヒ製鏡株式会社　代表取締役社長　稲光大司郎
被裏書人　申立人
最終所持人　申立人
⑵手形番号　Ｂ859407
金額　600,624円
支払場所　株式会社鹿児島銀行卸本町支店
振出日　平成29年２月27日
振出人　株式会社小園硝子商会　代表取締役　小園　洋平
⑵の約束手形の支払期日、支払地、振出地、受取人、裏書人、被裏書人及び最終所持人は⑴の約束手形の記載に同じ

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第５１１号
熊本市東区石原３丁目９番73―103号
債務者　株式会社セントライト
代表者代表取締役　工藤　慎也
１　決定年月日時　平成29年12月28日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　吉田　孝充
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月27日午後３時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第６７０号
北九州市八幡東区中央３丁目２番12号
債務者　ホーム・クリエイト株式会社
代表者代表取締役　村口　路夫
１　決定年月日時　平成30年１月５日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　堀　　真聡
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月６日午前11時
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５１９号
熊本市南区薄場２丁目10番２号
債務者　特定非営利活動法人わいわい
代表者理事　中西　太一
１　決定年月日時　平成30年１月４日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　丸住　朋枝
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月６日午前11時
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２９年（フ）第１７０５号
埼玉県志木市中宗岡４丁目３番36号
債務者　有限会社プラスアルファ
代表者代表取締役　藤原　秀行
１　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　伊東　結子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年３月19日午前10時
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第９４号
新潟県十日町市松代3816番地１
債務者　有限会社ほくほく
代表者代表取締役　鈴木　益夫
１　決定年月日時　平成30年１月５日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　原野　聖子
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月９日午前10時
新潟地方裁判所高田支部

平成２９年（フ）第１９１３号
名古屋市中区丸の内１丁目２番11号
債務者　株式会社ジー・ケイ・システムイノベーション
代表者代表取締役　渡海　邦明
１　決定年月日時　平成30年１月４日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　久志本修一
４　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年４月24日午後１時30分
名古屋地方裁判所民事第２部

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２９年（フ）第６７号
岐阜県美濃加茂市森山町１丁目８番11号
債務者　大矢　正昭
１　決定年月日時　平成30年１月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　平井　治彦
４　破産債権の届出期間　平成30年２月６日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成30年２月20日午前11時30分
６　免責意見申述期間　平成30年２月19日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部